

下仁田町国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

下仁田町

目 次

はじめに	1
第1節 策定趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画期間	2
第4節 施策の重点化	2
第5節 評価・見直し	2
第1章 基本的な考え方	3
第1節 基本目標	3
第2節 基本的な方針	3
第2章 脆弱性評価の手順	5
第1節 脆弱性評価の手順	5
第2節 対象とするリスク	6
第3節 事前に備えるべき目標	9
第4節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	9
第3章 脆弱性評価と取り組むべき事項	11
重点施策	11
第1節 直接死を最大限防ぐ	12
第2節 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	21
第3節 必要不可欠な行政機能は確保する	27
第4節 経済活動を機能不全に陥らせない	31
第5節 生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る	33
第6節 制御不能な二次災害を発生させない	36
第7節 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	39
資料編	42

はじめに

第1節 策定趣旨

わが国では、繰り返される大規模自然災害により、これまで多くの尊い人命を失い、大きな経済的・社会的損失を受けてきました。近年では、東日本大震災等の大規模地震をはじめ、ゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、改めて大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつあります。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

群馬県においては、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、平成29年3月に「群馬県国土強靱化地域計画」を策定し、平成30年度から毎年度必要な見直しを行っています。

このような中、本町でもあらゆるリスクに対して、「強靱な下仁田町」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「下仁田町国土強靱化地域計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画です。また、本計画は、本町の行政運営の指針となる下仁田町総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となる計画です。

第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第4節 施策の重点化

限られた財政状況の中で、効果的・効率的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要があります。本町では、第3章「脆弱性評価と取り組むべき事項」の中から、12の重点施策を定めています。

第5節 評価・見直し

計画を効率的かつ効果的に推進するため、それらの施策や数値の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要です。PDCAサイクルにより、それまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

第1章 基本的な考え方

第1節 基本目標

下仁田町国土強靱化地域計画の基本目標は、国の基本計画や群馬県国土強靱化地域計画を踏まえ、以下のように設定します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

第2節 基本的な方針

下仁田町国土強靱化地域計画を進めるにあたっての基本的な方針は、国の基本計画及び県計画を踏まえ、次の通りとします。

(1) 取組姿勢

- ①本町の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組にあたります。
- ②時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたります。
- ③本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、市町村、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組みます。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

（３）効率的な施策の推進

- ①人口の減少等に起因する町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ②既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ③限られた資金を最大限に活用するため、国の施策や民間資金の積極的な活用を図ります。
- ④施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するよう努めます。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ①人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、町内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ②女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。

第2章 脆弱性評価の手順

第1節 脆弱性評価の手順

基本法第9条においては、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとして規定されており、国の基本計画及び県計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本町としても、強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国及び群馬県を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

- （１）「対象とするリスク（自然災害）」の設定
- （２）「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定
- （３）「施策分野」の設定

「施策分野」を設定した上で、「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策を洗い出し

- （４）「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価と施策
- （５）（４）に対する施策を検討

この評価結果については、第3章「脆弱性評価と取り組むべき事項」の「脆弱性評価」に記載しています。

本計画は、この手順をもとに強靱化に取り組むため、本町が設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、脆弱性評価、施策、重要業績指標を記載しています。

第2節 対象とするリスク

想定するリスクには、自然災害のみならず大規模事故等も考えられますが、群馬県強靱化計画が大規模自然災害のみを対象としていることや、本町の過去の災害や、地域特性から、本計画で想定するリスクは大規模自然災害を対象とします。

本計画で対象とする自然災害は、国の基本計画や群馬県強靱化計画で示されている大規模自然災害を参考としながら、本町の特性を踏まえ、以下のように設定します。

(1) 地震災害

想定する規模等	M7～8程度、最大震度6強を想定
本町の災害特性	町全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等

(2) 土砂災害・水害

想定する規模等	記録的な大雨等による大規模土砂災害・水害を想定
本町の災害特性	山間部の土砂災害、河川の氾濫

(3) 暴風雪・大雪

想定する規模等	記録的な暴風雪や大雪による大規模雪害を想定
本町の災害特性	町内全域における人的被害及び家屋等の被害

(4) 暴風災害

想定する規模等	台風や竜巻、突風などによる大規模暴風災害を想定
本町の災害特性	町内全域における人的被害及び家屋等の被害

(5) 複合災害

想定する規模等	大規模地震や大雨による洪水などが同時または連続して発生する被害
本町の災害特性	上記の複合災害

【参考】 防災面からみた下仁田町の概要

(1) 自然的条件

下仁田町は、群馬県西南部、北緯 36 度 12 分 33 秒・東経 138 度 47 分 32 秒、標高 261m（役場の位置）にあり、東西 17.5 k m、南北 10.25 k m、面積 188.38 k m²の町です。総面積のうち約 85%を山林及び原野が占め、平坦部は少なく、町の東部に鐙川流域の小規模な平野が形成されているほかは、大部分が山腹の複雑な傾斜地で形成されています。

東に富岡市、甘楽町、藤岡市、西に長野県佐久市、南に南牧村、多野郡神流町、北に富岡市、安中市、長野県軽井沢町にそれぞれ接しています。東に平野部が開けていますが、東南に稲含山、中央南に四つ又山、物語山、西南に荒船山、西に物見山、北西に妙義山、大桁山が外郭をなした、西高東低の盆地地形山村です。主要河川は、下仁田市街地付近で北から西に鐙川、谷を異にして、西に南牧川が流れ、南に青倉川、栗山川が流れています。山間部が多いため、河川は急流で川幅が狭く出水による被害を受けることもあります。

また、下仁田町及びその周辺の地質は、地質学上、数多くの興味ある問題点を提起し、たくさんの研究者による解明が成されてきました。これは下仁田が、「地質の宝庫」といわれる所以に基づいています。

その第 1 は、下仁田の町並南方の大崩山などを中心とした地域のいわゆる「跡倉クリッペ（根無し山群）」の存在です。第 2 は、西南日本を縦断する中央構造線の延長帯が、下仁田構造帯にあたるということです。ちなみに第 1・第 2 にかかわる主な地層は、秩父層群やそれを起源にしてできた変成岩類（青岩）及び中世代の白亜紀層（栗山・跡倉・宮室万年橋など）・新生代第 3 紀（川井・馬山・西牧北部など）の中期中世紀までの各地層です。

さらに第 3 には、第 1・第 2 の地層を基盤とした上に、後期中新世の火山活動に伴う地層や火成岩類を堆積させた本宿層群の火山性碎屑岩層があります。下仁田町西部の小坂・西牧地域を中心として広がり、一部には、800 万年ほど前の湖の姿をしのばせる地層をとどめています。この本宿層群は、研究の成果として、日本におけるグリーンタフ変動の一典型を明らかにするものとなりました。

下仁田地域の地層は、そのどれをとっても日本列島の構造発達史からみて重要な位置を占めるものです。

なお、下仁田町の気候は、年平均気温 12.9℃、年間降水量 1,100 mm前後程度と比較的穏やかです。

(2) 社会的条件

①人口分布

下仁田町の人口は、平成 27 年 10 月時点の国勢調査人口は 7,564 人であり、減少傾向にあります。人口密度は 1 k m²あたり約 40 人であり、一世帯当たり人口は 2.43 人となっています。

また、高齢者（65 歳以上）の総人口に占める割合は 45.5%（平成 27 年国勢調査）であり、高齢化が進んでいます。

②交通、道路の位置等

本町は、J R 高崎駅から上信電鉄で約 60 分、首都東京からは上信越自動車道により、約 1 時間 20 分で結ばれています。また、長野県佐久市及び軽井沢町とも国道・県道で、それぞれ約 40 分で結ばれ、他県ではあるものの、古くから密接な関係にあります。国道 254 号沿いの富岡甘楽広域市町村圏との結びつきは歴史的にも古く、消防・救急・医療等様々な分野での連携が図られています。また、湯の沢トンネルの開通により、多野広域圏との交通利便性が向上し、観光、医療、物流面等において市場が変化しています。町の西側は妙義荒船佐久高原国定公園に指定され、自然環境資源は豊富であり、希少な地質構造としても注目されています。急峻な山々を境に古くから街道の要衝地・宿場町として栄えてきたことから、固有の文化風土が色濃く残り、荒船風穴をはじめとした歴史的文化遺産も多く見られます。

第3節 事前に備えるべき目標

国土強靱化の基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、国の基本計画及び県計画を踏まえ以下の7つを設定します。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 生活・経済活動に必要な最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない
- (7) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第4節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」や、県計画で設定されている7つの「事前に備えるべき目標」と25の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、町の地域特性等を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と25の「起きてはならない最悪の事態」を次頁に設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生や火災による多数の死傷者の発生
	1-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発
	3-2	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
	4-2	食料等の安定供給の停滞
5 生活・経済活動に必要な最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止
	5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-4	基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1	有害物質の大規模拡散・流出
	6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-3	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	6-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第3章 脆弱性評価と取り組むべき事項

第3章では第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、「脆弱性評価」、「施策」「重要業績指標」で構成しています。

冒頭に本計画期間中で特に取り組むべき重点施策を記載しています。

重点施策

ここでは、本町での被害想定の大きさや、地域経済に与える影響の大きさ、そして、脆弱性を回避するために、本町が担うべき役割の大きさを基準とし、以下の重点施策を設定しています。

起きてはならない最悪の事態		重点施策
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生や火災による多数の死傷者の発生	○住宅・建築物等の耐震化
1-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生	○治水対策の推進
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○土砂災害の防止 ○森林の適正管理
1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	○多様な情報伝達・情報収集手段の確保 ○住民や地域社会の自主的な避難行動の支援
2-2	長期にわたる孤立集落等の同時発生	○災害に強い道路網の整備 ○災害発生時の道路交通の確保
4-2	食料等の安定供給の停滞	○農業生産基盤の維持
5-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止	○水道施設の耐震化
6-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○避難所の機能と運営の強化
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○地域の防災活動の支援

第1節 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない
最悪の事態

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生や火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	施策
(1) 住宅・建築物等の耐震化 本町の公共施設の耐震化率は 100%となっています。地震による人的被害を防ぐには、これらの耐震性を維持していくことが必要です。 また、町内の住宅の約 4 割が耐震性なしと推測されており、住民の人的被害をなくすため、すべての住宅の耐震化が求められています。	(1) 住宅・建築物等の耐震化 公共施設の耐震性が保たれるよう、老朽化対策などの維持整備に努め、安全性の確保に努めます。 また、住民向けの住宅耐震診断と耐震改修の周知徹底に努めるとともに、補助事業を引き続き推進し、住宅の倒壊等による人的被害ゼロを目指します。 また、災害に強いまちづくりの観点から公営住宅の老朽化対策や空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など総合的な空き家対策等についても推進します。 【主要な施策・取組】 ○木造住宅耐震診断者派遣事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)(町) ○木造住宅耐震改修補助事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)(町) ○公営住宅等ストック総合改善事業(町) ○空き家再生等推進事業(町)
(2) 初期消火体制の強化 大規模地震などによる火災は同時多発的に起こることが予想されるため、火災による被害を小さくするには、初期消火が重要となります。 このことから、消防団や消防団OBで組織する機能別消防団員を中心とした初期消火体制を強化し、地域住民参加による消火栓からの放水訓練を実施するなどの、住民参加による初期消火体制強化が求められています。	(2) 初期消火体制の強化 住民参加による初期消火体制の強化を図るため、消火栓からの放水訓練や地域に点在する消火栓の場所を確認するなど、地域における初期消火基盤体制を図ります。 【主要な施策・取組】 ○防災対策事業(町) ○消防水利事業(町)

脆弱性評価	施策
(3) 消防力の維持・強化 消防団員は就業構造の変化によるサラリーマン化や、勤務地が町外など、昼間の防災力確保が懸念されています。また、過疎化、地域の連帯意識の希薄化などにより、年々消防団員数が減少し、団員確保は大きな問題となっています。 また、消防力の維持・強化のため、指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資材の確保等が求められています。	(3) 消防力の維持・強化 消防団員を確保するためには、企業や事業所の理解と協力が必要であることから、消防団活動を協力してくれる事業所を顕彰するなど、地域が一体となった消防力強化を推進します。 また、指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資材の確保等など必要に応じた予算化や事業の実施を図ります。 【主要な施策・取組】 ○消火活動体制整備事業(町)

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R 2 年度)	目標(R 7 年度)	備考
住宅の耐震化率	建設水道課	60%	95%	
自主防災組織結成数	総務課	1 地区	3 地区	
消防団員の充足率	総務課	86.2%	現状維持	

起きてはならない
最悪の事態

1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、氾濫・浸水 をもたらすことによる多数の死傷者の発生

脆弱性評価	施策
(1) 治水対策の推進 近年の台風や集中豪雨により河川の流下能力を超え、越水や護岸崩壊が複数発生しています。 これらを踏まえ、計画的な河川改修や排水路改修等とそれらの維持管理に、関係団体と連携し取り組んでいくことが必要です。 さらに、近年の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」の取組が必要です。	(1) 治水対策の推進 町の管理する河川及び排水路等について計画的な整備・改修を実施します。山間部に位置する河川については、治山事業と連携し整備を推進します。 また、国や県が管理する河川については、適切な整備の要請を実施していきます。 さらに、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」にも取り組みます。 【主要な施策・取組】 ○河川改修事業(町) ○公共土木施設維持補修事業(町・県) ○緊急時の道平川ダムの事前放流(県) ○農業用水路の土砂撤去等(町)
(2) 危険箇所(水害)と避難方法の周知 防災マップについては全戸配布を行い、またホームページからも閲覧できるようにしています。 これらを住民が把握し、避難行動の際に活用できるよう、周知徹底とともに住民参加の防災訓練の実施が必要です。	(2) 危険箇所(水害)と避難方法の周知 防災マップについては、常に最新のデータを掲載するよう、適宜更新に努めます。 また、防災マップを活用した危険箇所の周知・啓発を行うとともに、水害発生時の避難方法に関する講習や訓練の実施に努めます。 【主要な施策・取組】 ○防災マップの更新(町) ○防災マップ全戸配布(町) ○住民参加の防災訓練の実施(町)

重要業績指標 (K P I)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
防災マップの更新	総務課	R2年更新	適時更新	

脆弱性評価	施策
(1) 土砂災害の防止 本町では、土砂災害（特別）警戒区域が多数指定されており、その区域内にある人家等に土砂災害が及ばないように、危険箇所の整備が求められています。	(1) 土砂災害の防止 土砂災害が発生するおそれがある箇所について、砂防堰堤などの土砂災害防止施設の整備や流域治水対策、山林の荒廃対策、農地・農業用施設の保全対策を推進します。 【主要な施策・取組】 ○土石流対策事業(県) ○がけ崩れ対策事業(町・県) ○地すべり対策事業(県) ○公共土木施設維持補修事業(町・県) ○砂防堰堤等の堆積土除去(県) ○治山事業(県) ○農村地域防災減災事業（県）
(2) 森林の適正管理 本町では、森林整備に係る道路網の整備や、計画的な造林・間伐事業に取り組み、森林管理を実施しています。一方で、森林整備の担い手不足により、整備が行き届かず、荒廃森林の増加が課題となっています。森林は、適切な管理を行うことでその公益的機能を発揮することができ、土砂災害等の発生リスクを低下させることにつながるため、森林の適切な管理と整備が必要です。	(2) 森林の適正管理 森林が持つ公益的機能が発揮されるよう、関係機関と連携し、支障木除去、造林・間伐事業の継続等により、森林の適正管理に努めます。 また、町森林整備計画に掲載されている林道の整備を推進します。 【主要な施策・取組】 ○県単林道改良事業(町) ○林道等維持補修事業(町) ○林業作業道総合整備事業(町) ○林業事業推進対策(町) ○美しい森林づくり基盤整備交付金事業(町・国) ○森林整備事業(県) ○農山漁村地域整備交付金(県) ○地方創生道整備推進交付金(県)

脆弱性評価	施策
(3) 危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知 土砂災害警戒区域については防災マップに掲載しており、またホームページからも閲覧できるようにしています。 これらを住民が把握し、避難行動の際に活用できるよう、周知徹底とともに住民参加の防災訓練の実施が必要です。	(3) 危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知 防災マップについては、常に最新のデータを掲載するよう、適宜更新に努めます。 土砂災害警戒区域について、防災マップを活用した周知・啓発を行うとともに、地震及び土砂災害発生時の避難方法に関する講習や訓練の実施に努めます。 【主要な施策・取組】 ○防災マップの更新(町) ○防災マップ全戸配布(町) ○住民参加の防災訓練の実施(町)

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R 2 年度)	目標(R 7 年度)	備考
森林整備面積	農林課	—	200ha	まち・ひと・しごと創生総合戦略
防災マップの更新	総務課	R 2 年更新	適時更新	再掲

脆弱性評価	施策
(1) 防雪資材の確保 大雪に備え、融雪剤等を備蓄し、路面の積雪や凍結等を防ぐ必要があります。	(1) 防雪資材の確保 降雪時、道路凍結時に行政区単位での融雪剤の配布を実施しています。引き続き、防雪資材の備蓄に努めます。 【主要な施策・取組】 ○融雪剤の備蓄及び配布(町)
(2) 除雪体制の整備 大雪時に、速やかに除雪が行えるよう、除雪要員の確保と、関係機関との連携体制が必要です。	(2) 除雪体制の整備 除雪を委託している事業者と連携し、除雪体制を確保します。また、群馬県道路除雪行動計画に基づき、道路管理者の垣根を超えた効率的な除雪を実施しており、引き続きこれらの体制の維持に努めます。 【主要な施策・取組】 ○公共土木施設維持補修事業(町) ○道路除雪(町・県・国)

脆弱性評価	施策
(1) 多様な情報伝達・情報収集手段の確保 住民等のそれぞれの置かれている状況や情報収集力に配慮しながら、災害時には多様な伝達手段を確保することが求められています。本町では、災害時の情報伝達手段として、防災無線、しもにたインフォメール、ホームページや各種SNS等があります。今後、さらにこれらの情報伝達手段の多様化を促し、災害発生時の被害の軽減につなげることを求められています。外国籍住民への的確な情報伝達のためには、多言語化への対応が必要となっています。 また、災害時に十分な機能を発揮するため、情報通信機器の保守・整備も必要となっています。	(1) 多様な情報伝達・情報収集手段の確保 災害時に情報伝達をより効果的に行えるよう、防災無線、しもにたインフォメール、ホームページや各種SNS等に加え、新しい伝達手段の採用を適宜検討し、運用体制の強化に取り組みます。また、住民からの情報収集についても検討し、町全体での情報共有のシステムづくりを推進します。外国籍住民向けに多言語化についても取組を進めていきます。 また、町内7か所でFREE-WiFi環境を構築しており、災害時も十分な機能が発揮できるよう、様々な通信機器の保守・整備に努めます。 【主要な施策・取組】 ○町公式ホームページの運用・改修(町) ○SNSを活用した発信(町) ○通信機器保守事業(町) ○WiFi環境整備(町) ○放送設備整備(町)

脆弱性評価	施策
(2) 避難勧告等の適切な発令 避難勧告の発令の遅れや、発令情報の不達は避難行動の遅れにつながります。適切に避難勧告等を発令できるよう、最新の避難勧告等に関するガイドラインに基づき、避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルの見直しを行うことが必要です。	(2) 避難勧告等の適切な発令 今後国から示される最新の避難勧告等に関するガイドラインに基づき、必要に応じて、避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルの見直しを行います。 【主要な施策・取組】 ○避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し(町・国) ○リアルタイム水害リスク情報システムの構築(県)
(3) 住民や地域社会の自主的な避難行動の支援 大規模災害時においても、住民は主体的な判断のもと、被害を受けないよう迅速かつ適切な避難行動を行うことが必要です。また、行政から避難勧告が発令された場合には、それに従い、速やかな避難行動をとる必要があります。 また避難行動に制約がある人を考慮し、要配慮者の支援体制を確立しておくことが求められています。	(3) 住民や地域社会の自主的な避難行動の支援 大規模災害時においても、冷静で主体的な判断ができるよう、住民参加の防災訓練等を定期的の実施します。 また、避難行動要支援者名簿の随時更新や、土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設で定める避難確保計画に基づいた避難支援等を図ります。 【主要な施策・取組】 ○自主防災組織の活動支援(町) ○防災訓練の実施(町) ○防災マップの全戸配布(町) ○災害時避難行動要支援者台帳の更新 ○マイ・タイムラインの普及(町・県) ○危機管理型水位計・河川監視カメラの設置(県) ○土砂災害警戒区域等の見直し(県) ○住民主体の防災マップの作成支援(県) ○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設避難確保計画作成支援(町・県)

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R 2 年度)	目標(R 7 年度)	備考
防災マップの更新	総務課	令和 2 年	適時更新	再掲

第2節 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

起きてはならない
最悪の事態

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	施策
(1) 災害時給水体制の強化 災害時の飲料水の調達については、群馬県水道災害相互応援協定書、西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定書、災害時の水道施設の応急復旧についての協定書（下仁田町管工事協同組合）等を締結しています。 今後はこれらを踏まえながら、応急給水訓練等が必要です。	(1) 災害時給水体制の強化 現在締結されている協定を維持・強化に取り組み、また関係団体と連携しながら応急給水活動の訓練を実施し、災害発生時の円滑な給水体制の強化を進めます。 【主要な施策・取組】 ○応急給水活動訓練の実施(町)
(2) 関係団体との連携による備蓄 災害発生時に、断水した場合や物流が途絶した場合に備え、適切な量の水と食料を迅速に提供できる体制を確保する必要があります。	(2) 関係団体との連携による備蓄 被害想定に基づいた量の食料・飲料水を備蓄し、迅速にこれらを提供する体制を構築するとともに、事業者等との災害時の物資の供給に関する協定等の締結に引き続き取り組んでいきます。 【主要な施策・取組】 ○各地区集会所等に食料・飲料水の備蓄(町) ○災害時を想定した訓練の実施(町)

重要業績指標（KPI）				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
飲料水の備蓄量	総務課	5,000 L（町防災） 1,700 L（各行政区）	7,000 L（町防災） 1,700 L（各行政区）	令和2年度各地区備蓄分配布（5年毎）
食料の備蓄量	総務課	6,500 食（町備蓄分） 3,500 食（各行政区）	9,000 食（町防災） 3,500 食（各行政区）	令和2年度各地区備蓄分配布（5年毎）

脆弱性評価	施策
(1) 災害に強い道路網の整備 大規模災害により、道路や橋梁が損壊または不通になると、避難や救急・消火活動、物資の輸送に支障が生じる恐れがあり、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。	(1) 災害に強い道路網の整備 大規模災害が起きても、道路や橋梁が損壊せず、落石及び法面の崩落などが起きないように、緊急輸送路上にある道路や橋梁等の修繕と耐震化等を図ります。 【主要な施策・取組】 ○橋梁修繕更新事業(町・県) ○道路改良事業(町・県) ○公共土木施設維持補修事業(町・県)
(2) 災害発生時の道路交通の確保 落下物等により道路がふさがれたり、あるいは道路や橋梁が損壊したりすると、緊急車両や生活物資運搬車両の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかに道路啓開ができるよう体制づくりに取り組むことが求められています。	(2) 災害発生時の道路交通の確保 道路啓開にあたる事業者との協定を維持・強化するとともに、道路啓開の手順の確認や訓練に取り組み、道路の迅速な復旧ができる体制づくりを推進します。 【主要な施策・取組】 ○道路啓開の協定の維持・強化(町)

脆弱性評価	施策
(3) 緊急時の輸送体制の確立 道路が不通となり緊急車両の通行ができない場合に、外部からの応援を迅速に受け入れるため、道路を用いない緊急時の輸送体制を確保していくことが必要です。	(3) 緊急時の輸送体制の確立 道路による通行ができない場合に備え、ドクターヘリや防災ヘリ等の離発着場の維持管理に努めます。 【主要な施策・取組】 ○ヘリポートの維持管理
(4) 関係団体との連携による備蓄〔再掲〕	(4) 関係団体との連携による備蓄〔再掲〕

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
災害用ヘリポート数	総務課	13 箇所	現状維持	

起きてはならない
最悪の事態

2-3 消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等 による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価	施策
(1) 受援体制の強化 警察や消防等の機能が停止した場合、各種応援協定に基づく他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制を構築することが求められています。	(1) 受援体制の強化 各種応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、様々な救援・救助部隊の活動を円滑に受け入れるため、受援計画の策定に取り組みます。 また、ハード・ソフトが一体となった道の駅の防災機能の強化を推進します。 【主要な施策・取組】 ○下仁田町受援計画の策定(町) ○道の駅の防災機能強化(町)
(2) 初期消火体制の強化〔再掲〕	(2) 初期消火体制の強化〔再掲〕
(3) 消防力の維持・強化〔再掲〕	(3) 消防力の維持・強化〔再掲〕

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R 2 年度)	目標(R 7 年度)	備考
受援計画の策定	総務課	—	令和 5 年度 策定予定	

脆弱性評価	施策
(1)災害時の医療機能の維持 災害時に通常の医療機関の対応が期待できない場合は、医師のいない簡易救護所を開設する必要があるため、さまざまな状況を想定した開設手順の確認等が必要です。 また、災害時における医療品等の供給等に関する協定や、医療救護の応援協定が災害時に機能するよう、内容の確認と必要に応じた見直しが必要です。	(1) 災害時の医療機能の維持 災害時の簡易救護所の開設が迅速に行うことが出来るよう、開設手順や事務分担の確認を随時行います。 また、災害時における医療品等の供給等に関する協定や、医療救護の応援協定についても、災害時に機能するよう、必要に応じて見直し等に努めます。 【主要な施策・取組】 ○救護所の開設訓練の実施(町)

脆弱性評価	施策
(1) 災害時における感染症等の予防体制の整備 災害時であっても、新型コロナウイルスのような感染力の強い感染症が蔓延しないよう、消毒薬や防護服、マスクといった資材の備蓄をはじめ、避難所や被災地区における感染症対策をあらかじめ準備しておく必要があります。	(1) 災害時における感染症等の予防体制の整備 災害時における感染症の予防対策の体制整備に取り組み、事務所掌や関係部署等の連携を確立します。また新型コロナウイルスをはじめ、ノロウイルス等の感染予防を想定した避難所運営を確立します。 【主要な施策・取組】 ○感染対策備品の備蓄(町) ○災害時の感染症対策の構築(町)

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
感染対策備品の備蓄	総務課 保健課	8,581 個	9,000 個	

第3節 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない
最悪の事態

3-1 被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる 治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発

脆弱性評価	施策
(1) 地域の治安維持の体制構築 警察機能が低下した場合、無人となった住宅や店舗等を狙った窃盗や、その他の犯罪行為が発生する恐れがあります。そのような場合に、自主防犯活動が行えるよう、日頃から地域コミュニティ活動の活性化が必要です。 また、警察や町、関係機関との情報共有体制の構築に取り組むことが必要です。	(1) 地域の治安維持の体制構築 災害時に、地域の治安維持のため、自主防犯活動が行えるよう、自主防災組織等への支援を行います。また防災訓練等において、災害時の予想される治安悪化等についての情報提供等を行います。 さらに、町は警察や関係機関と連携をとり、治安に関する情報共有体制の構築に取り組みます。 【主要な施策・取組】 ○自主防災組織の活動支援(町)〔再掲〕 ○関係機関との治安に関する情報共有体制の構築(町)
(2) 災害に備えた交通安全対策 災害発生により、信号機が停止するなどの交通の安全性の低下が懸念され、住民はこれらの認識を高めておくことが必要です。 また、警察に対しては、停電時にも機能する信号機の設置を要請する必要があります。	(2) 災害に備えた交通安全対策 災害発生時の交通の安全性の低下について、防災訓練や講習会などにおいて住民への周知を図ります。 また、停電時にも信号機が機能する信号機電源付加装置の設置を推進します。 【主要な施策・取組】 ○小中学校交通安全教室事業(町) ○信号機電源付加装置の設置要請(町)

脆弱性評価	施策
(3) 広域消防の再建及び強化 平成 28 年度から令和 7 年度に掛けて、富岡甘楽消防広域本部の再編が進められています。当町では令和 5 年度から令和 7 年度で下仁田消防署の移転及び建設が行われる予定で、これに伴い下仁田消防署西牧分遣所が令和 7 年度で閉鎖されます。 ついては、移転先の選定を進めるなど、必要に応じては廃校校舎等の解体等を実施するなど、早急な消防拠点の選定が必要です。	(3) 広域消防の再建及び強化 再編に伴う下仁田消防署の建設には 3,000 m²程の用地の確保が必要となることから、85%を山林が占める当町でこれほどの用地選定は難しい状況となっています。このことから、移転場所の選定を行うとともに、必要に応じて廃校校舎等の解体を行うなど、消防・防災の拠点整備を進めていきます。 【主要な施策・取組】 ○広域消防の再編事業(町)

重要業績指標 (K P I)				
名称	担当	現状(R 2 年度)	目標(R 7 年度)	備考
自主防災組織結成数	総務課	1 地区	3 地区	再掲

脆弱性評価	施策
(1) 行政の業務継続体制の整備 大規模自然災害の発生時には、町役場庁舎や職員も被災し、災害応急対策の遅れが生じる可能性があります。このため、業務継続計画を定期的に見直し、災害時の業務継続体制を整備しておくことが必要です。 また、停電時などに備えた設備などが機能するよう、機器の保守点検が必要です。さらに、それらの機器の非常時の運用についての訓練が必要です。	(1) 行政の業務継続体制の整備 策定している業務継続計画や職員初動マニュアル等について、更新・見直しを実施していきます。 また、災害時に必要な庁舎内の設備等について、定期的な保守点検を確実に実施するとともに、災害時に必要な機器の運用訓練を実施します。 【主要な施策・取組】 ○業務継続計画等の更新・見直し(町) ○職員初動マニュアルの更新・見直し(町) ○情報システムに関する業務継続計画の更新・見直し(町) ○広域連合(情報センター)との連携を想定した訓練等の実施(町) ○災害時に必要となる庁舎内設備の保守点検(町)
(2) 多様な情報伝達・情報収集手段の確保〔再掲〕	(2) 多様な情報伝達・情報収集手段の確保〔再掲〕
(3) 職員の災害時対応力の向上 大規模災害時でも、職員が的確な行動がとれるよう、防災訓練や研修・講習会等を実施することで、災害時対応力を継続的に向上させていくことが必要です。 本町では、町職員が、気象庁・県危機管理室合同による防災に対する研修に参加しており、知識等を庁内全体で共有していく必要があります。	(3) 職員の災害時対応力の向上 防災訓練や、研修・講習会等を実施し、職員の災害時対応力の継続的な向上を図ります。また、外部の研修等への町職員の参加を促進します。 【主要な施策・取組】 ○防災訓練の実施(町) ○職員研修の参加支援(町)

脆弱性評価	施策
(4) 受援体制の強化〔再掲〕	(4) 受援体制の強化〔再掲〕

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R 2 年度)	目標(R 7 年度)	備考
業務継続計画の更新	総務課	平成 29 年度策定	適宜見直し	
防災訓練の実施	総務課	隔年実施	現状維持	

第4節 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない
最悪の事態

4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞

脆弱性評価	施策
(1) 災害時エネルギー供給体制の整備 災害時のエネルギー供給に関する事業者との協定は、電力、LPガスについて締結しています。引き続き、必要に応じてこれら協定を強化あるいは見直しを行い、災害時のエネルギー供給が滞らない体制整備が必要です。	(1) 災害時エネルギー供給体制の整備 エネルギー供給に関する事業者のとの協定については、継続的に強化あるいは見直しを行います。 【主要な施策・取組】 ○エネルギー供給事業者との協定の強化(町)
(2) 経済活動の維持 被災により町内事業者の活動が停止すれば、物流の停滞等により、災害からの復旧・復興を遅らせる大きな要因となります。そのため、不測の事態が発生しても事業活動をできる限り継続できるように各事業者が事業継続計画を策定しておくことが必要です。	(2) 経済活動の維持 町内の事業者が、災害時に事業継続ができるよう、事業継続計画の策定を支援します。 【主要な施策・取組】 ○事業継続計画の策定支援(町) ○商工会活動の支援 (商工会活動費補助金)(町)

重要業績指標 (K P I)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
エネルギー供給事業者との協定の締結数	総務課	2件	現状維持	

脆弱性評価	施策
(1) 関係団体との連携による備蓄〔再掲〕	(1) 関係団体との連携による備蓄〔再掲〕
(2) 災害時給水体制の強化〔再掲〕	(2) 災害時給水体制の強化〔再掲〕
(3) 農業生産基盤の維持 農業従事者の高齢化や後継者の減少が進み、農地の荒廃化が進んでいます。災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要があります。	(3) 農業生産基盤の維持 農業生産基盤の維持のため、農業用施設・設備の維持及び長寿命化・耐震化等を促すとともに、農業地域の保全、用排水路の整備、営農活動の支援等を実施し、総合的に農業生産の機能維持を図ります。 【主要な施策・取組】 ○農業振興事業(町) ○小規模農村整備事業(町) ○農業施設維持補修事業(町) ○農業環境対策(町)

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
耕作放棄地面積	農林課	93ha	—	
認定農業者数	農林課	個人 34 人 法人 2 団体	現状維持	

第5節 生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る

起きてはならない
最悪の事態

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

脆弱性評価	施策
(1) 災害時エネルギー供給体制の整備〔再掲〕	(1) 災害時エネルギー供給体制の整備〔再掲〕

起きてはならない
最悪の事態

5-2 上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止

脆弱性評価	施策
(1) 水道施設の耐震化 水道事業については、平成30年度に水道事業経営戦略を作成し、経営戦略に基づき取組を計画的に進めており、その中で浄水施設や配水池、管路の耐震化を進めています。これらの改修費用の負担が大きいことが課題ですが、計画に基づき、着実に水道施設の耐震化を進めていくことが必要です。	(1) 水道施設の耐震化 経営戦略の計画に沿って、老朽化した施設等を更新しながら、必要な施設、配水池、管路について耐震化を推進します。 【主要な施策・取組】 ○浄水施設の耐震化(町) ○配水池の耐震化(町) ○管路の耐震化(町)
(2) 災害時給水体制の強化〔再掲〕	(2) 災害時給水体制の強化〔再掲〕

重要業績指標（KPI）				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
管路の耐震化率	建設水道課	14.0%	15%	

脆弱性評価	施策
(1) 災害時の汚水処理の確立 本町には下水道施設はなく、現在は町設置型による合併処理浄化槽の設置を推進しており、汲み取り槽や単独処理浄化槽からの更新を図っています。 災害時においては、し尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、収集運搬車両を確保し、し尿の円滑な収集・運搬が必要です。 また、仮設トイレや消毒剤の調達ができる体制の確立が必要です。	(1) 災害時の汚水処理の確立 災害時のし尿処理の事業者との協定締結を推進します。また、仮設トイレや消毒剤の調達体制を確立します。 【主要な施策・取組】 ○町設置型浄化槽整備及び維持管理(町) ○災害時し尿処理事業者との協定締結(町)

重要業績指標 (K P I)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
災害時し尿処理事業者との協定締結	環境衛生施設組合	0件	2件	

脆弱性評価	施策
(1) 災害に強い道路網の整備〔再掲〕	(1) 災害に強い道路網の整備〔再掲〕
(2) 災害発生時の道路交通の確保〔再掲〕	(2) 災害発生時の道路交通の確保〔再掲〕
(3) 緊急時の輸送体制の確立〔再掲〕	(3) 緊急時の輸送体制の確立〔再掲〕
(4) 公共交通の機能維持 本町には、公共交通機関として、町営バス（運転業務を上信ハイヤーに委託）、鉄道（上信電鉄）等があります。 災害発生時に、機能停止をしないよう、事業者との連絡体制強化が必要です。	(4) 公共交通の機能維持 町営バスは、災害時に機能停止しないよう、緊急時には代替路線を使用した運行継続に努めます。また、上信電鉄との間では、事故や災害時に通常運行できない場合の情報提供や、代替輸送手段の確保などの連携がとれており、必要に応じてこれらの連携体制について強化していきます。 【主要な施策・取組】 ○中小私鉄振興(県) ○乗合バス対策(県)

第6節 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない
最悪の事態

6-1 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価	施策
(1) 危険物の拡散・流出対策 災害発生後、危険物施設等からの危険物・有害物質の拡散・流出を防止するため、防災応急対策用資機材の備蓄と、危険物・有害物質を適切に処理できる人材が必要です。	(1) 危険物の拡散・流出対策 危険物・有害物質の拡散・流出を防止するため、防災応急対策用資機材の備蓄に努めます。同時に、危険物の特性等を把握し、適切な処理ができる人材を確保するため、危険物取扱者等への講習会・研修会を実施します。 【主要な施策・取組】 ○防災応急対策用資機材の備蓄(町) ○危険物取扱者等への研修(町)

起きてはならない
最悪の事態

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	施策
(1) 農業生産基盤の維持〔再掲〕	(1) 農業生産基盤の維持〔再掲〕
(2) 森林の適正管理〔再掲〕	(2) 森林の適正管理〔再掲〕

脆弱性評価	施策
(1) 風評被害の防止 大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、正確な情報を外部に向けて発信する必要があります。	(1) 風評被害の防止 町は、関係団体等と連携し、ホームページ等を通して災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。 【主要な施策・取組】 ○ホームページ等による情報発信(町)

重要業績指標 (K P I)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
町ホームページ閲覧数	総務課	425,930 回	現状維持	

脆弱性評価	施策
(1) 避難所の機能と運営の強化 避難所運営においては、住民のプライバシー等を適切に保ちつつ、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮が必要です。 また、福祉避難所の指定、福祉避難所の設置・運営マニュアル等の作成はできしており、今後は運用の訓練などが必要となっています。	(1) 避難所の機能と運営の強化 高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮を踏まえ、パーティションの導入やエアコンの導入など、避難所の機能強化に取り組みます。 また、福祉避難所の設置・運用マニュアルに基づいた、要支援者も参加した訓練を実施します。 【主要な施策・取組】 ○避難所の機能強化(町) ○福祉避難所の避難訓練の実施(町)
(2) 災害時における感染症等の予防体制の整備〔再掲〕	(2) 災害時における感染症等の予防体制の整備〔再掲〕
(3) 健康支援活動の体制整備 避難生活が長期化する場合、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。避難所では心と体の両面から、健康状態の悪化を防止する必要があります。	(3) 健康支援活動の体制整備 健康相談等を実施し、被災者の心と体の健康維持を支援します。 【主要な施策・取組】 ○災害時の健康相談の実施(町)

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
福祉避難所数	総務課	1 か所	現状維持	

第7節 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない 最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	施策
(1) 災害廃棄物の適切な処理体制の構築 災害廃棄物を適切かつ迅速に処理することが、迅速な復旧へとつながるため、災害廃棄物処理計画等を策定し、その処理体制を構築することが必要です。	(1) 災害廃棄物の適切な処理体制の構築 災害時の廃棄物処理を適切に行うため、甘楽西部環境衛生施設組合及び構成自治体（南牧村）と調整を行いながら、災害廃棄物処理計画を策定します。 【主要な施策・取組】 ○災害廃棄物処理計画の策定(町)

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
災害廃棄物処理計画の策定	保健課	—	令和3年度策定予定	

起きてはならない 最悪の事態 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	施策
(1) 災害に強い道路網の整備〔再掲〕	(1) 災害に強い道路網の整備〔再掲〕
(2) 災害発生時の道路交通の確保〔再掲〕	(2) 災害発生時の道路交通の確保〔再掲〕
(3) 緊急時の輸送体制の確立〔再掲〕	(3) 緊急時の輸送体制の確立〔再掲〕

脆弱性評価	施策
(1) 地域の防災活動の支援 本町では、人口減少と高齢化の進展により、地域活動の担い手が減少しています。そのため、避難生活等が長引いても地域コミュニティが崩壊しないように、自主防災組織等への支援を通し、地域における防災活動の担い手やリーダーの育成が必要です。また、平時の地域活動に防災活動の内容を入れ、住民の防災への意識向を高めていく必要があります。	(1) 地域の防災活動の支援 平時から自主防災組織の支援などを通し、地域における防災活動の担い手の育成に努めます。また、平時の地域活動に防災活動の内容を入れ、住民の防災への意識を高める取組を実施します。 【主要な施策・取組】 ○下仁田町地域づくり支援事業(町) ○多面的機能支払交付金(町)
(2) 地域活動の場の確保 日頃の地域活動が、災害時の助け合いにつながるため、普段の地域活動の場の確保を支援することが必要です。また、集会施設が避難所となっている場合もあり、集会施設の維持ともに避難生活に必要な設備の整備に努める必要があります。	(2) 地域活動の場の確保 住民の地域活動の場を確保するため、公的施設の利用を促すとともに、集会施設及び設備の維持・更新に努めます。 【主要な施策・取組】 ○下仁田町公会堂等施設整備事業(町)
(3) 応急仮設住宅の確保 住宅に甚大な被害が発生した場合、応急仮設住宅が必要となるため、建設用地の確保及び供給体制を構築しておくことが必要です。	(3) 応急仮設住宅の確保 必要に応じて応急仮設住宅を速やかに供給できるよう、建設用地を確保するとともに、関係機関と連携した供給体制を整備します。 【主要な施策・取組】 ○応急仮設住宅の供給体制の確保(町・県) ○応急仮設住宅建設用地の確保(町)

脆弱性評価	施策
(4) 被災者の生活再建の支援 被災者の生活再建のためには、各種行政手続き、そして生活基盤の確保も必要であり、迅速な行政手続きと経済的な基盤を得るための各種支援が必要となります。 また実施体制確保のため、平時から職員の訓練等に努める必要があります。	(4) 被災者の生活再建の支援 被災者の負担をできるだけ減らせるよう、迅速な行政手続きと、経済的な基盤を得るための各種支援を実施します。 また、罹災証明の発行システムの運用についての検討、各種制度の職員への周知・研修などに取り組みます。 【主要な施策・取組】 ○罹災証明書の発行に関する研修(町) ○県主催研修への参加(町) ○勤労者生活資金融資事業(町) ○被災者生活再建支援金支給事業（国・県）

重要業績指標（K P I）				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
自主防災組織結成数	総務課	1地区	3地区	再掲

資料編

個別事業一覧

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
1-1	(1)住宅・建築物等の耐震化	○木造住宅耐震診断者派遣事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(町)	・社会資本整備交付金	建設水道課
		○木造住宅耐震改修補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(町)	・社会資本整備交付金	建設水道課
		○公営住宅等ストック総合改善事業(町)		建設水道課
		○空き家再生等推進事業(町)		企画課、保健課
	(2)初期消火体制の強化	○防災対策事業(町)		総務課
		○消防水利事業(町)		総務課
	(3)消防力の維持・強化	○消火活動体制整備事業		総務課
1-2	(1)治水対策の推進	○河川改修事業(町)		建設水道課
		○公共土木施設維持補修事業 (町・県)		建設水道課、群馬県
		○緊急時の道平川ダムの事前放流(県)		群馬県
		○農業用水路の土砂撤去等(町)		農林課
	(2)危険箇所(水害)と避難方法の周知	○防災マップの更新(町)		総務課
		○防災マップ全戸配布(町)		総務課
		○住民参加の防災訓練の実施(町)		総務課
1-3	(1)土砂災害の防止	○土石流対策事業(県) ・下町南沢 土石流対策 ・滝の入沢 土石流対策 ・清泉寺沢 土石流対策		群馬県
		○がけ崩れ対策事業(町・県) ・中井地区 がけ崩れ対策 ・本宿3地区 がけ崩れ対策 ・夏内沢 がけ崩れ対策		建設水道課、群馬県
		○地すべり対策事業(県)		群馬県
		○公共土木施設維持補修事業 (町・県)		建設水道課、群馬県
		○砂防堰堤等の堆積土除去(県)		群馬県
		○治山事業(町・県)		農林課、群馬県
		○農村地域防災減災事業(県)		群馬県

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
1-3	(2)森林の適正管理	○県単林道改良事業(町)	・ 県単林道改良事業補助金	農林課
		○林道等維持補修事業(町)		農林課
		○林業作業道総合整備事業(町)	・ 林業作業道総合整備事業補助金	農林課
		○林業事業推進対策(町)		農林課
		○美しい森林づくり基盤整備交付金事業(町・国)	・ 美しい森林づくり基盤整備交付金	農林課、国
		○森林整備事業(県)		群馬県
		○農山漁村地域整備交付金(県)		群馬県
		○地方創生道整備推進交付金(県)		群馬県
	(3)危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知	○防災マップの更新(町)		総務課
		○防災マップ全戸配布(町)		総務課
		○住民参加の防災訓練の実施(町)		総務課
1-4	(1)防雪資材の確保	○融雪剤の備蓄及び配布(町)		建設水道課
	(2)除雪体制の整備	○公共土木施設維持補修事業(町)		建設水道課
		○道路除雪(町・県・国)		建設水道課、群馬県、国
1-5	(1)多様な情報伝達・情報収集手段の確保	○町公式ホームページの運用・改修(町)		総務課
		○SNSを活用した発信(町)		総務課
		○通信機器保守事業(町)		総務課
		○WiFi環境整備(町)		総務課
		○放送設備整備(町)		総務課
	(2)避難勧告等の適切な発令	○避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し(町・国)		総務課、国
		○リアルタイム水害リスク情報システムの構築(県)		群馬県

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
1-5	(3)住民や地域社会の自主的な避難行動の支援	○自主防災組織の活動支援(町)		総務課
		○防災訓練の実施(町)		総務課
		○防災マップの全戸配布(町)		総務課
		○災害時避難行動要支援者台帳の更新		福祉課
		○マイ・タイムラインの普及(町・県)		総務課、群馬県
		○危機管理型水位計・河川監視カメラの設置(県)		群馬県
		○土砂災害警戒区域等の見直し(県)		群馬県
		○住民主体の防災マップの作成支援(県)		群馬県
		○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設避難確保計画作成支援(町・県)		総務課、福祉課、群馬県
2-1	(1)災害時給水体制の強化	○応急給水活動訓練の実施(町)		建設水道課
	(2)関係団体との連携による備蓄	○各地区集会所等に食料・飲料水の備蓄(町)		総務課
		○災害時を想定した訓練の実施(町)		総務課
2-2	(1)災害に強い道路網の整備	○橋梁修繕更新事業(町)		建設水道課
		○道路改良事業(町・県) ・国道254号(東町工区)現道拡幅(県) ・県道下仁田軽井沢線(和美峠工区)現道拡幅(県)		建設水道課、群馬県
		○公共土木施設維持補修事業(町・県)		建設水道課、群馬県
	(2)災害発生時の道路交通の確保	○道路啓開の協定の維持・強化(町)		総務課
	(3)緊急時の輸送体制の確立	○ヘリポートの維持管理(町)		総務課
2-3	(1)受援体制の強化	○下仁田町受援計画の策定(町)		総務課
		○道の駅の防災機能強化(町)		商工観光課
2-4	(1)災害時の医療機能の維持	○救護所の開設訓練の実施(町)		保健課
2-5	(1)災害時における感染症等の予防体制の整備	○感染対策備品の備蓄(町)		総務課
		○災害時の感染症対策の構築(町)		保健課

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
3-1	(1)地域の治安維持の体制構築	○自主防災組織の活動支援(町) 〔再掲〕		総務課
		○関係機関との治安に関する情報共有体制の構築(町)		総務課
	(2)災害に備えた交通安全対策	○小中学校交通安全教室事業(町)		総務課
		○信号機電源付加装置の設置要請(町)		総務課
	(3)広域消防の再建及び強化	○広域消防の再編事業(町)		総務課
3-2	(1)行政の業務継続体制の整備	○業務継続計画等の更新・見直し(町)		総務課
		○職員初動マニュアルの更新・見直し(町)		総務課
		○情報システムに関する業務継続計画の更新・見直し(町)		総務課
		○広域連合(情報センター)との連携を想定した訓練等の実施(町)		総務課
		○災害時に必要となる庁舎内設備の保守点検(町)		総務課
	(3)職員の災害時対応力の向上	○防災訓練の実施(町)		総務課
		○職員研修の参加支援(町)		総務課
4-1	(1)災害時エネルギー供給体制の整備	○エネルギー供給事業者との協定の強化(町)		総務課
	(2)経済活動の維持	○事業継続計画の策定支援(町)		総務課
		○商工会活動の支援(町)		商工観光課
4-2	(3)農業生産基盤の維持	○農業振興事業(町)	・多面的機能支払交付金 ・次世代人材投資資金	農林課
		○小規模農村整備事業(町)	・小規模農村整備事業補助金	農林課
		○農業施設維持補修事業(町)		農林課
		○農業環境対策(町)		農林課
5-2	(1)水道施設の耐震化	○浄水施設の耐震化(町)		建設水道課
		○配水池の耐震化(町)		建設水道課
		○管路の耐震化(町)		建設水道課
5-3	(1)災害時の汚水処理の確立	○町設置型浄化槽整備及び維持管理(町)		建設水道課
		○災害時し尿処理事業者との協定締結(町)		環境衛生施設組合

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
5-4	(4)公共交通の機能維持	○中小私鉄振興(県)		群馬県
		○乗合バス対策(県)		群馬県
6-1	(1)危険物の拡散・流出対策	○防災応急対策用資機材の備蓄(町)		総務課
		○危険物取扱者等への研修(町)		総務課
6-3	(1)風評被害の防止	○ホームページ等による情報発信(町)		総務課、 商工観光課
6-4	(1)避難所の機能と運営の強化	○避難所の機能強化(町)		総務課
		○福祉避難所の避難訓練の実施(町)		保健課
	(3)健康支援活動の体制整備	○災害時の健康相談の実施(町)		保健課
7-1	(1)災害廃棄物の適切な処理体制の構築	○災害廃棄物処理計画の策定(町)	・災害等廃棄物処 理事業費補助金	保健課、 甘楽西部環 境衛生施設 組合
7-3	(1)地域の防災活動の支援	○下仁田町地域づくり支援事業(町)		総務課
		○多面的機能支払交付金(町)		総務課
	(2)地域活動の場の確保	○下仁田町公会堂等施設整備事業(町)		総務課
	(3)応急仮設住宅の確保	○応急仮設住宅の供給体制の確保(町・県)		建設水道課、 群馬県
		○応急仮設住宅建設用地の確保(町)		建設水道課
	(4)被災者の生活再建の支援	○罹災証明書の発行に関する研修(町)		総務課
		○県主催研修への参加(町)		総務課
		○勤労者生活資金融資事業(町)		商工観光課
		○被災者生活再建支援金支給事業(国・県)	・被災者生活再建 支援金支給事業 委託金	総務課、 群馬県、 国

下仁田町国土強靱化地域計画

令和3年3月

〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682
下仁田町総務課地域安全係